

4 調査成果

○都市計画道路の見直し背景

都市計画道路の多くは、高度経済成長期に都市への人口集中と市街地の拡大等を前提に計画されてきました。長浜市の都市計画道路は、平成27年3月31日時点において、全体で18路線、延長約72kmであり、そのうち、約45%（約32km）が整備済、約33%（約24km）が未着手となっています。

しかしながら、計画決定当時とはまちづくりの方向性が大きく変わっていることに加え、今後は人口減少などを背景とした集約型都市構造への転換も求められています。そのため交通の需要や体系を全体的に見直すとともに、都市計画道路の整備の必要性を再検証する必要があります。

長浜市の都市計画道路には、長期にわたり事業未着手の路線や区間があり、これらの路線や区間では都市計画法第53条の建築制限を受け、建物が自由に建設できない状況となっています。

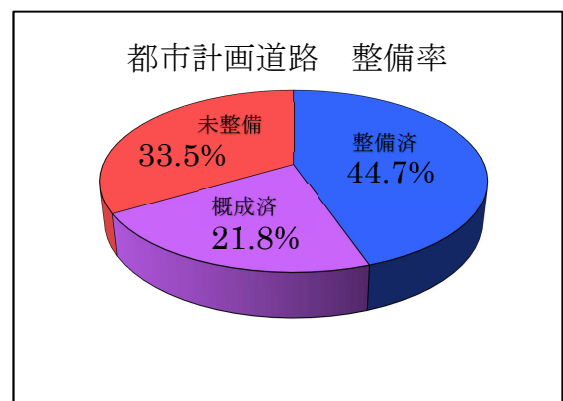
以上のようなことから、平成26年3月に道路分野におけるマスタープランである「長浜市道づくり計画」を策定し、さらにその実行計画として平成27年3月に「長浜市道路整備アクションプログラム」を策定したことをふまえ、都市計画道路の見直しを行うこととしました。なお都市計画道路の見直しにあたっては、「滋賀県都市計画道路見直し指針（平成19年3月策定）」に基づいた上で、長浜市としての見直しの考え方を加味してまとめました。（※この考え方について、平成26年5月にパブリックコメントを実施。）この上記の考え方に基づいて「必要性」「実現性」の各評価項目を設定し、都市計画道路の各路線について存続・計画の見直し（変更）・廃止を判断しました。

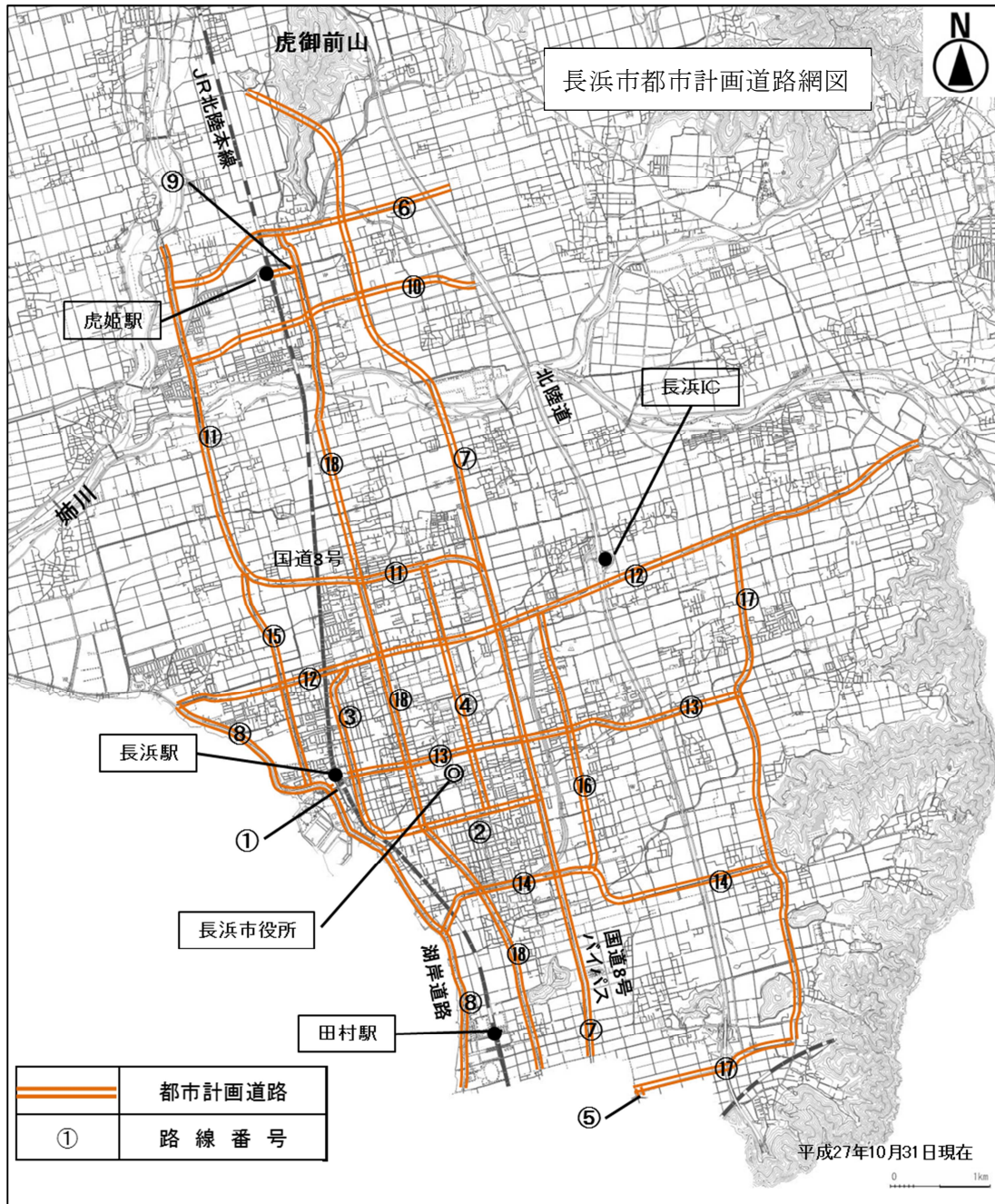
○長浜市の都市計画道路の現状

長浜市の都市計画道路は、18路線（約72km）を都市計画に定めています。

これまで約32kmの区間で整備が完了しており、残りの約40kmが未整備となっています。さらに未整備区間のうち計画決定から未着手となっている区間が約24kmあり、整備率は全体で約45%で、県全体の整備率（約48%）とほぼ同程度ですが、市決定分のみに限ると約17%と低い水準となっています。

	市決定 (市道)	県決定 (国県道)	合計
路線数	6	12	18
総延長	9.19 km	62.76 km	71.95 km
整備済延長	1.60 km	30.56 km	32.16 km
整備率	17.40%	48.70%	44.70%





長浜市都市計画道路一覧

種別	路線番号	路線名称	路線計画区間		都市計画決定 当初告示日	経過年数 (年)	路線延長 (m)	計画幅員 (m)
長浜市決定	①	豊公園長浜駅線	公園町	北船町	H18.2.15	9	71	24
	②	長浜駅室線	北船町	室町	S15.5.4	75	2,290	16
	③	北船列見線	北船町	三ツ矢元町	S15.5.4	75	1,190	16
	④	地福寺神照線	地福寺町	神照町	S44.4.17	46	2,560	16
	⑤	顔戸長沢線	加田町	加田町	S48.12.28	41	30	12
	⑥	唐園三川線	三川町	月ヶ瀬町	S48.12.28	41	3,050	12
滋賀県決定	⑦	彦根長浜幹線	中野町	加田町	S48.12.8	41	10,630	26~30
	⑧	世継長浜線	田村町	相撲町	S36.10.5	54	5,620	12~25
	⑨	虎姫停車場線	大寺町	大寺町	S48.12.28	41	250	18
	⑩	詐宮部線	詐	宮部町	S48.12.28	41	3,075	18
	⑪	神照月ヶ瀬線	神照町	月ヶ瀬町	S15.5.4	75	5,870	16~29.5
	⑫	祇園山階東上坂線	相撲町	東上坂町	S15.5.4	75	8,610	18
	⑬	長浜駅宮司七条線	北船町	七条町	S15.5.4	75	4,080	15~16
	⑭	下坂浜本庄線	下坂浜町	本庄町	S44.4.17	46	3,700	18
	⑮	豊公園森線	公園町	森町	S44.4.17	46	2,210	16
	⑯	大戌亥山階線	山階町	大戌亥町	S36.10.5	54	2,660	16
	⑰	長沢西上坂線	西上坂町	加田町	S36.10.15	54	7,050	16
	⑱	近江長浜虎姫線	大寺町	田村町	S15.5.4	75	9,010	12
						-	62,765	-

平成27年11月30日現在

見直しの結果「変更」「廃止」と判断された路線の考え方

2つのSTEPによる個別路線評価の結果、「変更」と「廃止」判断された路線について、見直しの考え方(方針)を下記に示します。

路線番号	路線名	現道路線名	見直し方針	見直しの考え方
㉓	北船列見線	北船列見線	幅員見直し (縮小)	黒壁周辺には長浜城跡の外堀や趣のある建物が立地しており、本市の観光エントランス機能を持ち合わせているため、歴史的景観にも考慮し、計画幅員を縮小します。
㉔	顔戸長沢線	現道なし	廃止	本区間は、土川に架かる橋梁部分と(都)長沢西上坂線の取付部まで約30mの都市計画道路であり、土地利用の考慮や防災上の整備理由も必要ないと判断し、廃止とします。 (本路線の殆どの区間は米原市域となっており、廃止については、米原市との協議後となります。)
㉕	唐国三川線	大寺三川線(一部)	廃止	上位計画・市のプロジェクトへの位置付けがなく、東西の広域幹線軸(国道8号、国道365号、仮)国道8号バイパス計画)の接続は、地域南部に県道があり順次整備されていること、また狭い区間は道路事業で幅員整備予定であるため、廃止とします。
㉖	虎姫停車場線	県道虎姫停車場線	廃止	虎姫駅へ向かう自動車交通量が500台/12hと少なく、交通集約が見込みにくいことや、住宅密集地を通過し、事業費の高騰が懸念されることから廃止とします。今後は、他の道路事業で駅へのアクセス改善を検討していくものとします。
㉗	酢宮部線	現道なし	部分廃止 (路線短縮)	当路線は国道8号(神照月ヶ瀬線)～彦根長浜幹線((仮)国道8号バイパス)を結ぶ区間は存続としますが、その他の区間は並行する県道の拡幅化が進んでいることから廃止とします。このことより、当路線は路線の短縮とし、併せて路線名称の変更を実施します。
㉘	下坂浜本庄線	一部市道、 県道大野木志賀谷長浜線	部分廃止 (路線短縮)	湖岸道路から国道8号バイパスまでの区間は既に整備済であることから、この区間は存続とします。国道8号バイパス以東の一部区間は県道大野木志賀谷長浜線の整備が計画されているため、都市計画道路としては廃止とします。このことより当路線は短縮となり、路線名称を変更します。
㉙	大茂玄山階線	県道伊部近江線(一部)	道路空間 再配置 (法定外)	馬車道と駅前通りを結ぶ間には、高齢者・しょうがい者の福祉施設が立地しており、利用する人々にやさしい道づくりを目指して行く為、道路空間の再配置について道路管理者である県に要望・調整を図って行きます。(道路空間再配置は都市計画決定の変更を要しない)
㉚	長沢西上坂線	県道東上坂近江線	部分廃止 (路線短縮)	本路線は、(都)祇園山階東上坂線接続部から(都)長浜駅西七条線接続部までの街路基準で整備が進んでいる区間のみを存続とし、他の区間は市街化調整区域に位置していることや代替道路が整備されていることから廃止とし、路線としては短縮し名称変更します。
㉛	近江長浜虎姫線	県道長浜近江線 県道丁野虎姫長浜線 (一部区間現道なし)	部分廃止 (路線短縮)	本路線の国道8号(北新町交差点)以北については、直前に県道が並行しており、代替え道路の機能を有することから、廃止とします。このことから、路線としては旧近江町から国道8号(北新町交差点)までの区間短縮となり、名称変更します。

○都市計画決定変更・整備に向けた課題

今後は、都市計画道路としての位置付けを「廃止」する路線、幅員や線形など何らかの「変更」をする路線の都市計画決定の手続きを行った上で、都市計画道路の整備に向け、整備計画を立案していく必要があります。都市計画変更手続き、整備計画の立案を行っていくにあたり、課題として留意すべき事項や引き続き検討を行っていく必要がある内容について整理を行いました。

① 都市計画マスタープランとの整合

長浜市では現在、平成22年の市町合併後を反映した都市計画マスタープランを策定(改定)中です。

この都市計画マスタープランでは、長浜市が目指す都市構造の実現に向けた将来道路ネットワークのあり方や基本方針を示します。

都市計画の手続きは、都市計画マスタープランで位置付けされた将来道路ネットワーク方針に基づき、本見直しで整理を行った各路線の位置付けや役割の整合を図りながら、都市計画変更手続きを行っていくものとします。

② 都市計画道路整備の優先順位の検討

長浜市基本構想や長浜市都市計画マスタープランなどの上位計画に掲げられて

いる将来都市像の実現に向け、都市計画道路の受け持つ機能、沿道周辺地域に与える影響(交通量の増加による住環境への影響、地域コミュニティへの影響)を留意しつつ、道路整備による投資効果、住民の理解度などを十分に勘案し、今回見直しを行った未整備都市計画道路の整備優先順位を検討していくものとします。

③ 「廃止」となる都市計画道路の影響の検討

今回の都市計画道路の見直しにおいて「廃止」と判断された都市計画道路のうち、現在道路が存在する区間で5.5m以下(2台の車のすれ違い通行が困難)の道路や歩道整備が進んでいない道路については、道路管理者と自動車通行の円滑化や歩行者が安全に通行できる空間整備を進めて行けるように協議を行っていき

ます。

また現在、道路が整備されている区間については、道路の維持(補修・修繕)の向上に努めて行きます。

一方、現在計画線上に道路がなく計画線のみが定められている区間については、近傍への道路の有無(上述した狭小幅員道路含む)をふまえ、新たな道路整備の必要性等について検討していくこととします。

○今後の進め方

今回の都市計画道路見直し結果により、「廃止」・「変更」と判断されたものについては、地域への説明、合意形成を進めながら都市計画変更の手続きを進めていきます。

「廃止」と判断された路線、及び区間については、周辺住民等に周知を行い、住民説明会等をふまえて、合意形成が得られた路線について、法に基づく都市計画変更を進めていきます。

「変更」と判断された路線、及び区間については、各路線における将来のまちづくりにおける位置づけ、及び事業実施の見込み等の検討もふまえたうえで、法に基づく都市計画変更を進めていきます。

